

## 労働者法律センター 9月学習会のご案内

# 同一労働同一賃金を如何に実現するか

「働き方改革」の一環として、労働契約法20条が削除され、その内容がパート・有期労働法に移されました。有期雇用であることを理由にした不合理な差別を禁止するとしています。大企業ではすでに実施されていますが、中小企業では来年（2021年）4月から施行されます。すでにパートタイム労働者などからは「賃上げにつながるのではないか」といった期待も出ています。一方、労働契約法20条をめぐるのは、郵政ユニオンの仲間の闘いを先頭に、最高裁での争いも続いており、実際にはどこまで「同一労働同一賃金」に近づくのか、予断を許さない状況です。

その問題に、労働組合とともに、正面から取り組んでおいでの弁護士・宮里邦雄先生をお招きし、法律の現状と求められる運動・闘いについてお話をうかがう機会を設けました。皆様のご参加をよろしくお願いたします。

### 記

- ◆日時 2020年9月29日午後6時30分から8時30分
- ◆場所 全水道会館（下に地図を掲載します）
- ◆講師 弁護士 宮里 邦雄 先生
- ◆主催 労働者法律センター 三多摩労働者法律センター 北部労働者法律センター
- ◆参加費・資料代 500円 以上



お問い合わせ

**労働者法律センター**

新宿区四谷三栄町3-14 三栄ビル6階

電話 03-3355-4076